

# Tax News Flash

January 2025

## 2025年のVATの取扱い

VATに関する財務大臣令2024年第131号（PMK131）が2024年12月31日に発行され、2025年1月1日から施行された。またPMK131の施行に伴い、VATインボイスの作成に関する租税総局長令2025年第1号（PER-1）が2025年1月3日に発行された。

PMK-131の主なポイントは以下のとおり。

種類	奢侈品*	奢侈品以外
課税標準	販売価格または輸入価額	輸入価額/販売価格/サービス対価の額の11/12
輸入物品	輸入価額の総額	輸入価額の11/12
国外の無形資産やサービスの利用	適用なし	サービス対価の額の11/12
国内物品の販売	販売価格の総額	販売価格の11/12
国内サービス提供	適用なし	サービス対価の額の11/12
VAT計算例（商品の販売価格がIDR 800,000,000の場合）	VAT= 12%×800,000,000= IDR 96,000,000	課税標準= 11/12 × 800,000,000= IDR 733,333,333  VAT= 12% × 733,333,333= IDR 88,000,000
移行期間： 2025年1月1日～2025年1月31日	課税標準は販売価格の11/12とする。  移行期間の取扱いは最終消費者への物品の販売にのみ適用され中間業者には適用されない。	適用なし
移行期間終了後 2025年2月1日以降	課税標準は販売価格を使用する。	適用なし
例外となるもの	特定の事業者（VAT登録事業者）のうち、 <b>従来より特定の課税標準やVAT税率が適用されていた業種は例外がある</b> 。例えば、自己建設活動、特定の課税サービスの提供（ツアー/旅行代理店サービス、貨物輸送サービス）などが該当する。	

注：

\* 奢侈品には以下のようなものがある：

- 財務大臣令2022年第42号（PMK-42）に基づく自動車
- 財務大臣令2023年第15号（PMK-15）に基づく自動車以外のもの

VAT税率は2025年から12%になるが、奢侈品以外については、PMK-131に基づいて、販売価格の11/12を基に税額が計算されるため、実質的なVATの税率は11%から変わらない。

奢侈品以外のVAT計算について、2024年までと2025年のVAT計算を比較すると、最終的にVATの額は同じになることが下表にて明らかである。

内容	2024年までの計算	2025年の計算
販売価格	1,000	1,000
販売価格の11/12	適用なし	916.6666667
VATインボイスにおけるVATの課税標準	1,000	916.6666667
VAT 税率	11%	12%
<b>VAT (課税標準 x 税率)</b>	<b>110</b>	<b>110</b>
国内販売向けのVATインボイスコード	010	040

注：VAT額が同じであっても、請求書およびVATインボイスに正しく反映されるよう、事務手続きを見直す必要がある。

### 移行期間中のVATインボイスに関する規定

PMK-131の施行に伴い、租税総局はPER-1により移行期間中のVATインボイスの作成に関するルールを以下のように定めている。

- 2025年1月1日から2025年3月31日までに作成されたVATインボイスで、商品の輸入または販売、サービスの提供または利用、無形資産の利用に関連するものは、以下のいずれかの条件を満たしている場合に有効とみなされる。
  - 販売価格/サービス対価の額/輸入価額に基づいた課税標準が12%の税率で計算されている場合
  - 販売価格/サービス対価の額/輸入価額に基づいた課税標準が11%の税率で計算されている場合VATインボイスは、税法および関連規則に規定される情報が含まれている必要がある。
- 上記の条件に従い課税標準が計算された結果、過剰にVATが徴収された場合には以下の規定が適用される。
  - 仕入VATを認識する者は、売り手である課税事業者に対して過剰徴収分の払い戻しを請求することができる。
  - 仕入VATを認識する者から払い戻しの請求を受けた場合、売り手の課税事業者は該当するVATインボイスを修正または差し替える必要がある。

### KPMG コメント

PMK-131 では、VAT インボイスの取引コードについて明確なガイドラインは示されていない。一般的には、奢侈品以外の商品やサービスの提供において、VAT インボイスの取引コード 040 が適用されるが、特定の取引については異なる取引コードが適用される場合がある。例えば、政府との取引、免税取引、非課税取引などが挙げられる。

これらのケースでは、納税者はPER-03/PJ/2022 およびPER-11/PJ/2022 を参照し、適切な取引コードを確認する必要がある。

これらの規定に関してさらに確認が必要な場合は、KPMGの担当者にお問い合わせください。

# お問合せ先

## **KPMG Advisory Indonesia**

### 税務サービス

34<sup>th</sup> Floor Jakarta Mori Tower  
40-41, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

## **Abraham Pierre**

### Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

## ジャパングデスク

### 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

### 尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

### 橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

[kpmg.com/id](https://kpmg.com/id)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2025 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.